⑼　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。
⑾　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑿　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⒀　手続における交渉の有無　無。
⒁　契約書作成の要否　要。
⒂　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒃　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する（詳細は、入札説明書による。）。
⒄　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒅　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒆　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kiyoshi Serizawa, Director General, Chugoku-Shikoku Defence Bureau, MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Building and other constructions for theenlisted accommodation in Iwakuni Air Base (JFY 2015)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : July 16, 2015, 12 : 00 noon
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : September 15, 2015, 12 : 00 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Administration Department, Chugoku-Shikoku Defence Bureau, 6―30, Kamihatchobori, Naka-ku, Hiroshima-shi, Hiroshima-ken, 731―0012, JAPAN TEL 082―223―7233 (Ext. 554) FAX 082―222―3027

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年６月26日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　芹澤　　清
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34
○第８号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　岩国飛行場（H27）下士官宿舎新設電気その他工事
⑶　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）
⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
・下士官宿舎新設　鉄筋コンクリート造５階建て　延べ面積　約12,620㎡×２棟
・附属建物等新設（パビリオン）一式
上記の附帯電気及び情報通信工事一式
⑸　工期　平成29年５月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材
【電気工事】照明器具　約8,600台、分電盤・制御盤等　90面、受配電設備（1,750KVA×２）、高圧ケーブル　約1,400m等
【通信工事】19インチラック　約30台、監視カメラ　約150台、拡声アンプ　４台等
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに電気及び通信工事の管路土木工事について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
⑼　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。
⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑾　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年６月26日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H27）下士官宿舎新設電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件を全て満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。
⑵　装備施設本部長から「電気工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。
⑶　装備施設本部長が算定した「電気工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点以上である。
⑷　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積7,500㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る電灯設備、動力設備を含む電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成12年度以降入札公告日までに、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る電灯設備、動力設備を含む電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。